

資料 1-1

「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」の概要

平成 13 年 9 月
内閣府政府広報室

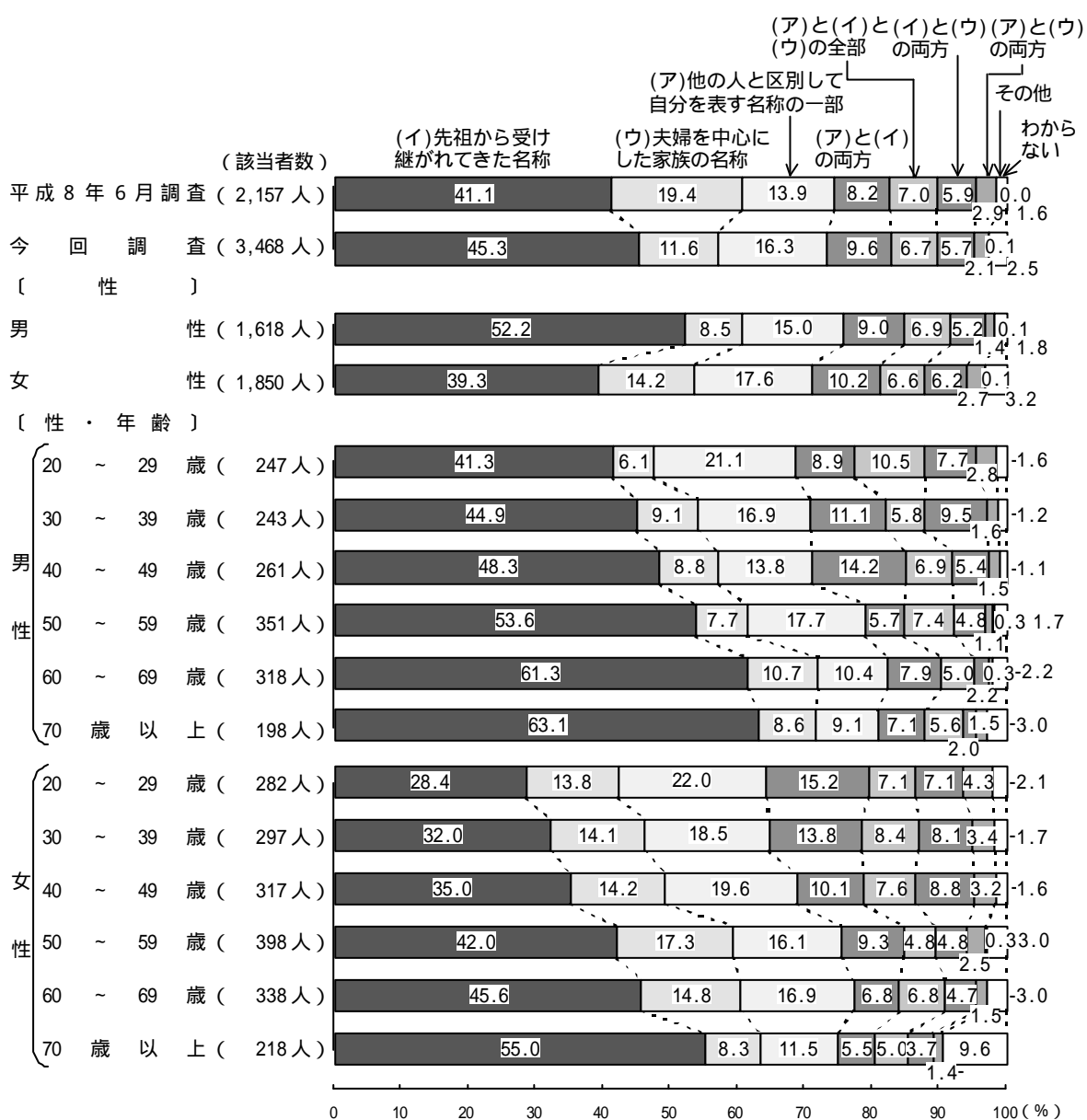
- 調 査 対 象 全国の 20 歳以上の者 5,000 人 (有効回収数 3,468 人, 回収率 69.4%)
(調査期間)平成 13 年 5 月 17 日 ~ 5 月 27 日
- 調 査 の 目 的 選択的夫婦別氏制度に対する国民の意識を把握し, 今後の施策の参考とする。
- 調 査 項 目 1 家族と名字 (姓)
2 仕事と婚姻による名字 (姓) の変更
3 婚姻と実家の名字 (姓) の存続
4 選択的夫婦別氏制度
- 調 査 実 績 平成 8 年 6 月調査「家族法に関する世論調査」

1 家族と名字（姓）に対する意識（上位3項目）

名字（姓）とは、どういうものだと思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・先祖から受け継がれてきた名称	41.1%	45.3% (増)
・他の人と区別して自分を表す名称の一部	13.9%	16.3% (増)
・夫婦を中心にした家族の名称	19.4%	11.6% (減)

図1 家族と名字（姓）に対する意識

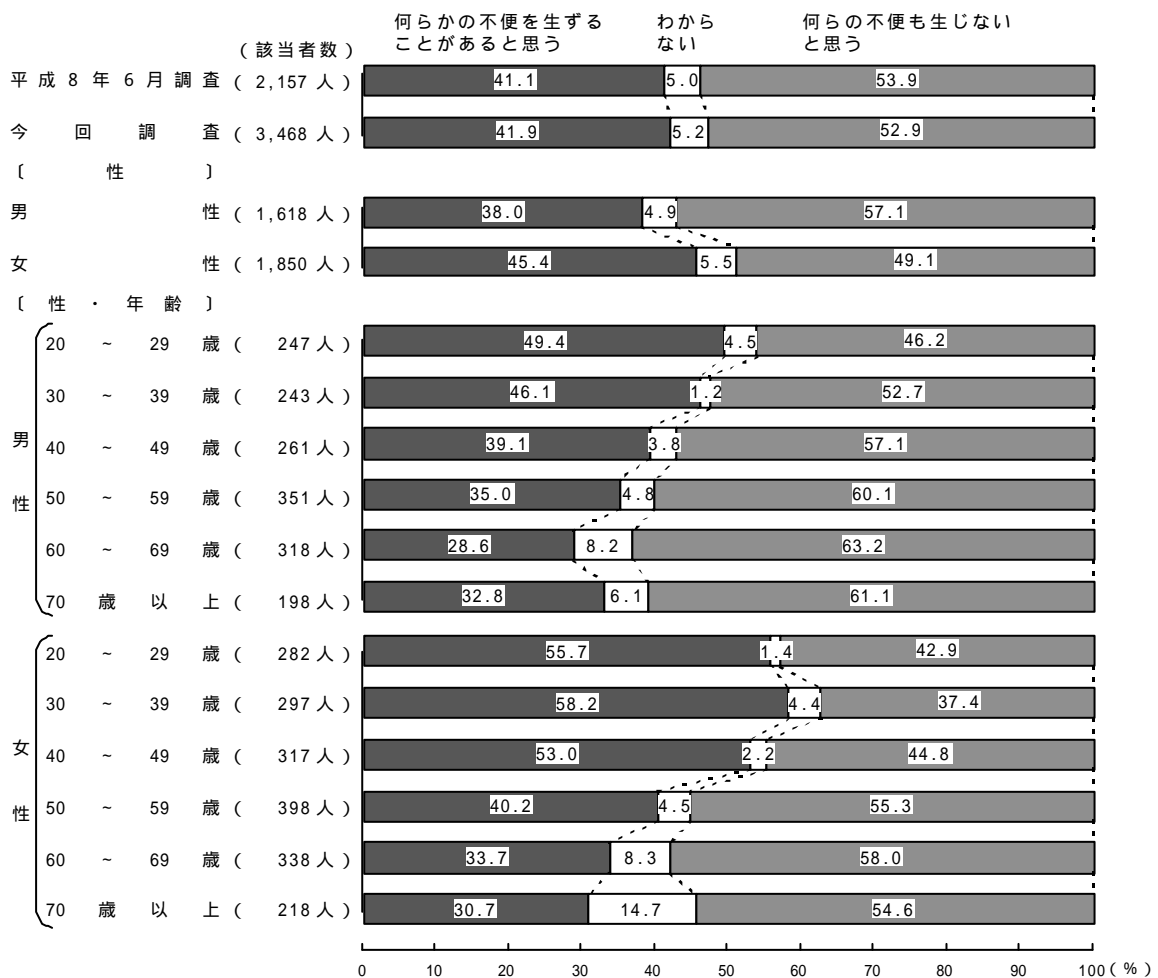


2 仕事と婚姻による名字（姓）の変更

現在の法律では、婚姻によって、夫婦のどちらかが必ず名字（姓）を変えなければならないことになっているが、婚姻前から仕事をしている人が、婚姻によって名字（姓）を変えると、仕事の上で何らかの不便を生ずることがあると思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・何らかの不便を生ずることがあると思う	41.1%	41.9%
・何らの不便も生じないと思う	53.9%	52.9%

図 2 仕事と婚姻による名字（姓）の変更



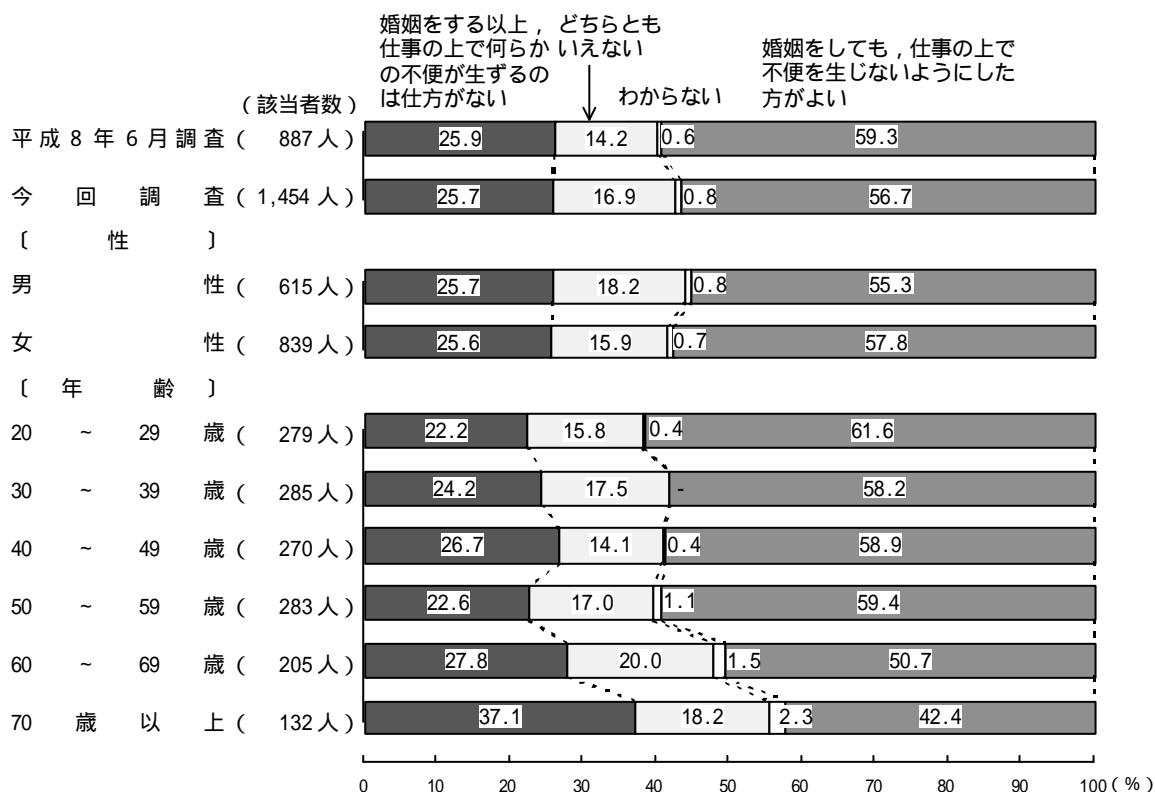
(1) 仕事上の不便に対する考え方

「何らかの不便を生ずることがあると思う」と答えた者（1,454人）に、婚姻前から仕事をしてきた人が、婚姻によって名字（姓）を変えると、仕事の上で何らかの不便が生ずることがあるとして、そのことについて、どのように思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・婚姻をする以上、仕事の上で何らかの不便が生ずるのは仕方がない	25.9%	25.7%
・婚姻をしても、仕事の上で不便を生じないようにした方がよい	59.3%	56.7%
・どちらともいえない	14.2%	16.9%

図3 仕事上の不便に対する考え方

（「何らかの不便を生ずることがあると思う」と答えた者に）



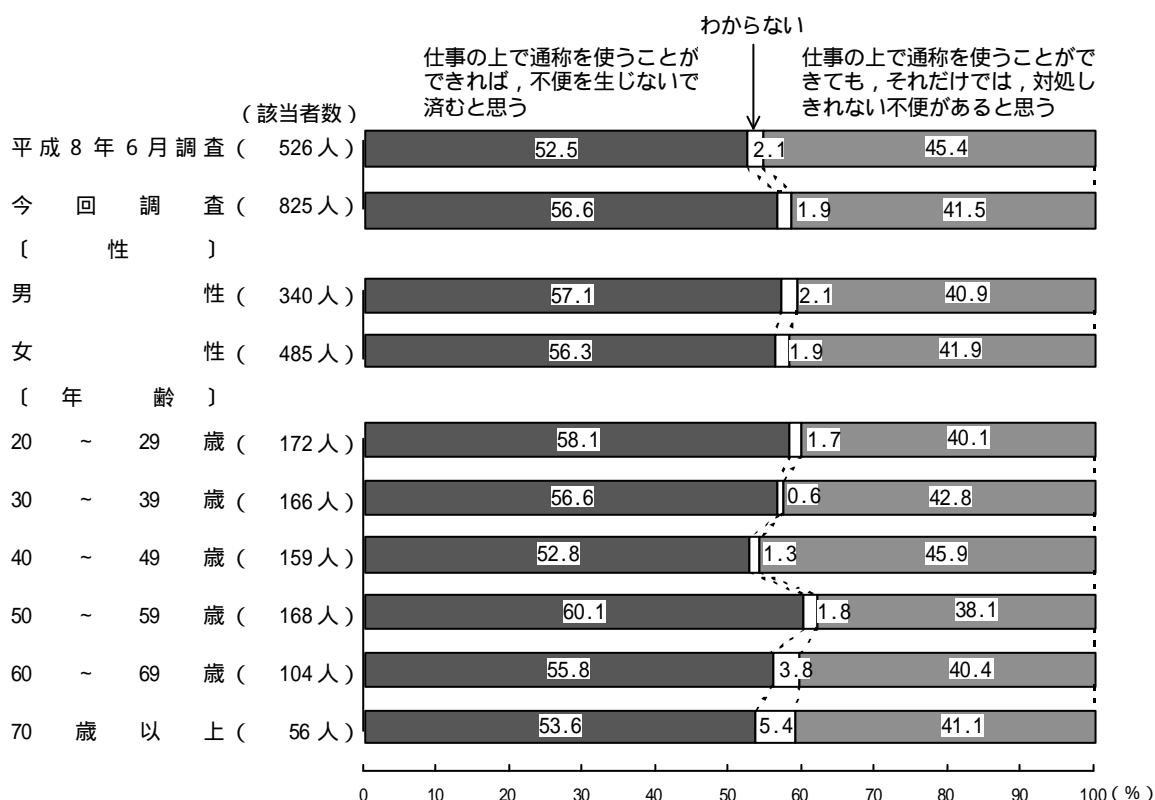
(2) 婚姻前の名字（姓）の通称使用

「婚姻をしても、仕事の上で不便を生じないようにした方がよい」と答えた者（825人）に、婚姻をして名字（姓）を変えても、仕事の上で不便を生じないようにするため、婚姻前の名字（姓）を通称として使えばよいという考え方があるが、このような考え方について、どのように思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・ 仕事の上で通称を使うことができれば、 不便を生じないで済むと思う	52.5%	56.6%
・ 仕事の上で通称を使うことができても、 それだけでは、対処しきれない不便があると思う	45.4%	41.5%

図 4 婚姻前の名字（姓）の通称使用

（「婚姻をしても、仕事の上で不便を生じないようにした方がよい」と答えた者に）

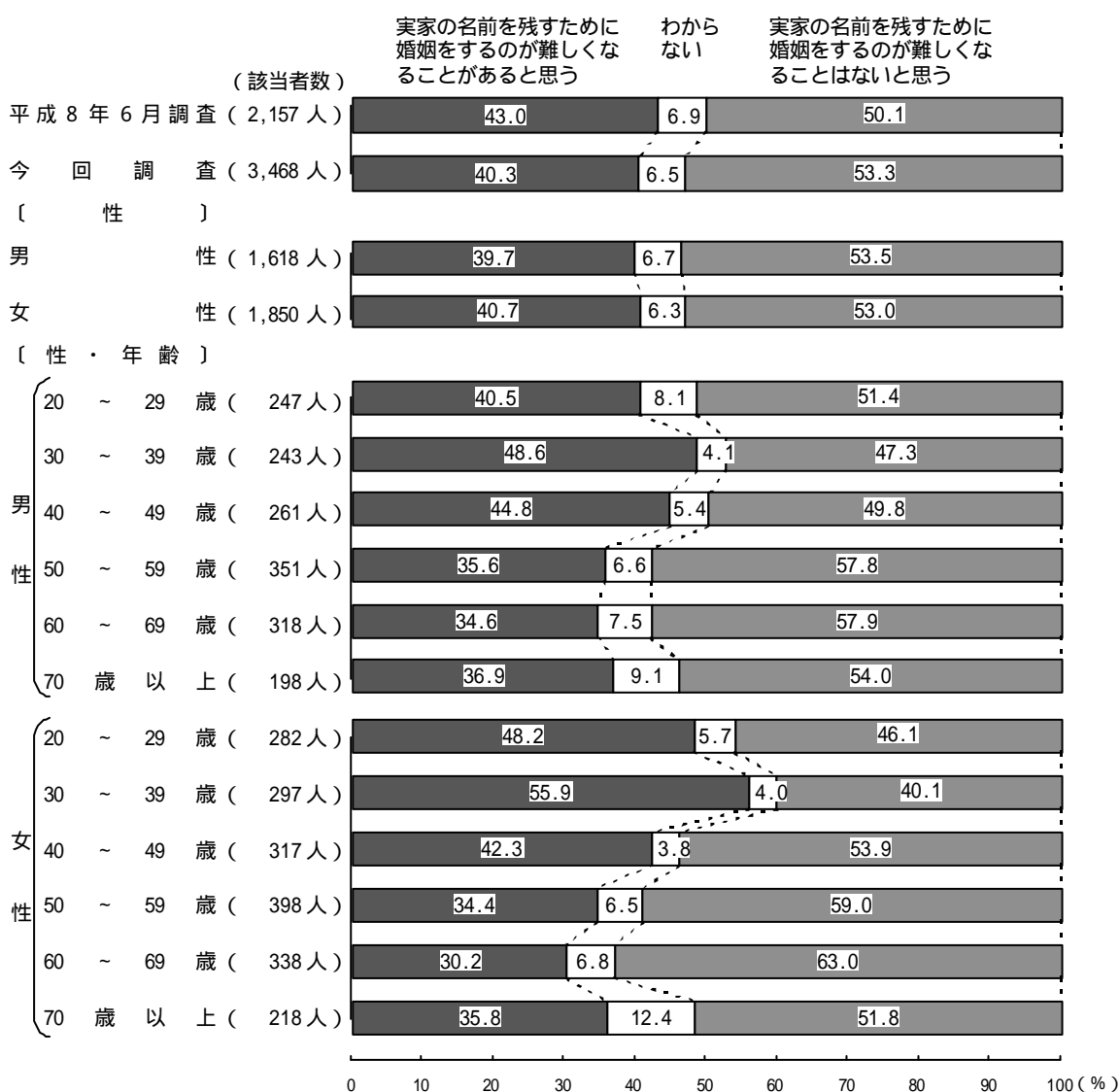


3 婚姻と実家の名字（姓）の存続

例えば，男性の兄弟のいない女性が，名字（姓）を変えると，実家の名字（姓）がなくなってしまうなどの理由で，婚姻をするのが難しくなることがあると思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・実家の名前を残すために婚姻をするのが難しくなることがあると思う	43.0%	40.3% (減)
・実家の名前を残すために婚姻をするのが難しくなることはないと思う	50.1%	53.3% (増)

図5 婚姻と実家の名字（姓）の存続

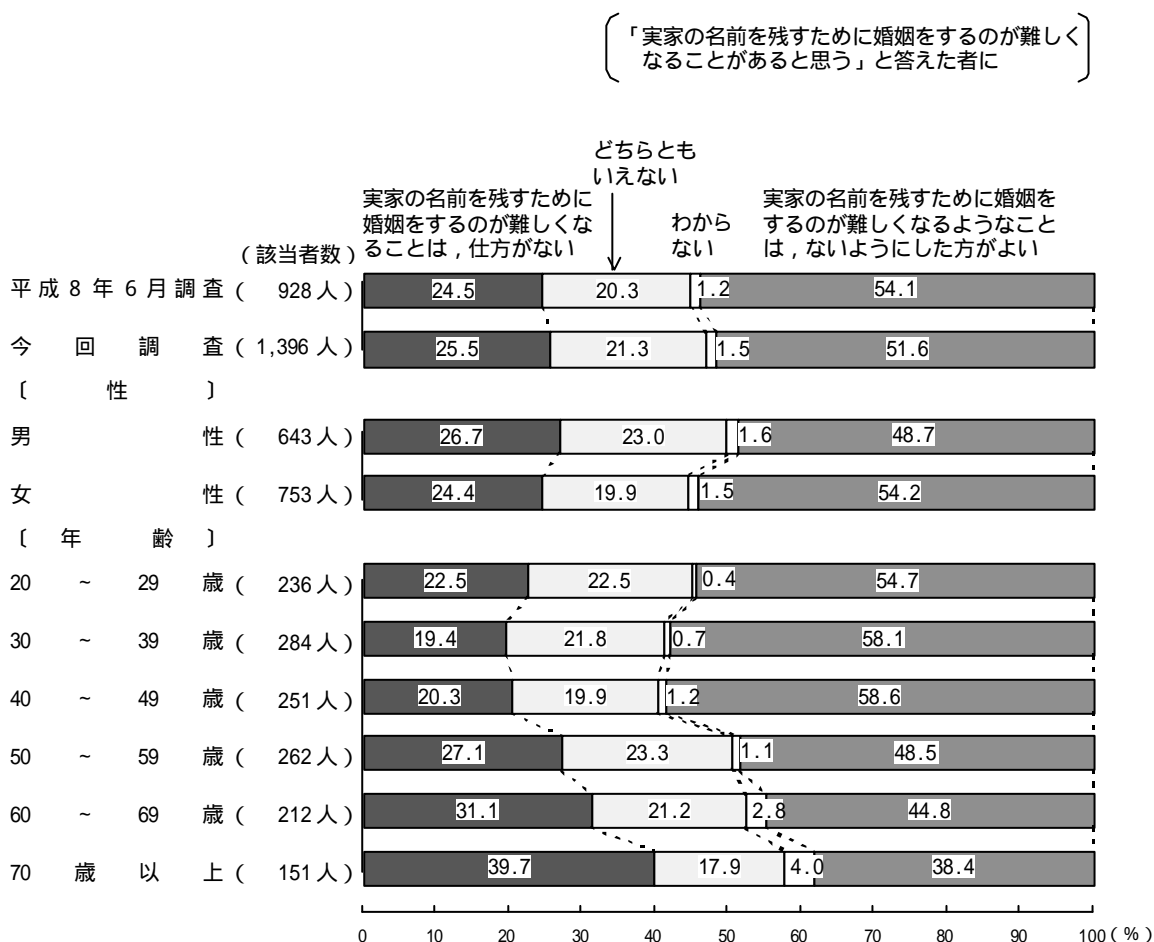


(1) 婚姻を難しくすることに対する考え方

「実家の名前を残すために婚姻をするのが難しくなることがあると思う」と答えた者 (1,396 人) に、実家の名前を残すために婚姻をするのが難しくなることがあるとして、そのことについて、どのように思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・実家の名前を残すために婚姻をするのが難しくなることは、仕方がない	24.5%	25.5%
・実家の名前を残すために婚姻をするのが難しくなるようなことは、ないようにした方がよい	54.1%	51.6%
・どちらともいえない	20.3%	21.3%

図6 婚姻を難しくすることに対する考え方

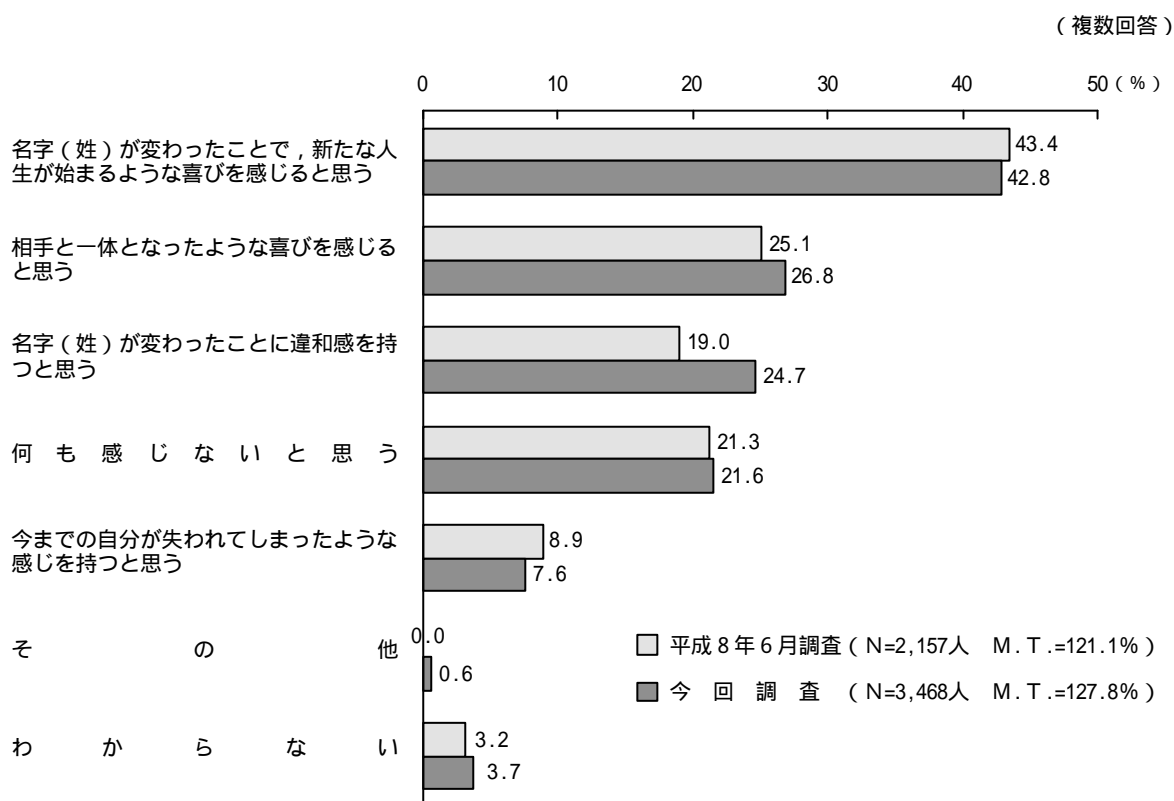


4 婚姻による名字（姓）の変更に対する意識（複数回答，上位4項目）

婚姻によって，ご自分の名字（姓）が相手の名字（姓）に変わったとした場合，そのことについて，どのような感じを持つと思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・名字（姓）が変わったことで，新たな人生が始まるような喜びを感じると思う	43.4%	42.8%
・相手と一体となったような喜びを感じると思う	25.1%	26.8%
・名字（姓）が変わったことに違和感を持つと思う	19.0%	24.7%（増）
・何も感じないと思う	21.3%	21.6%

図7 婚姻による名字（姓）の変更に対する意識

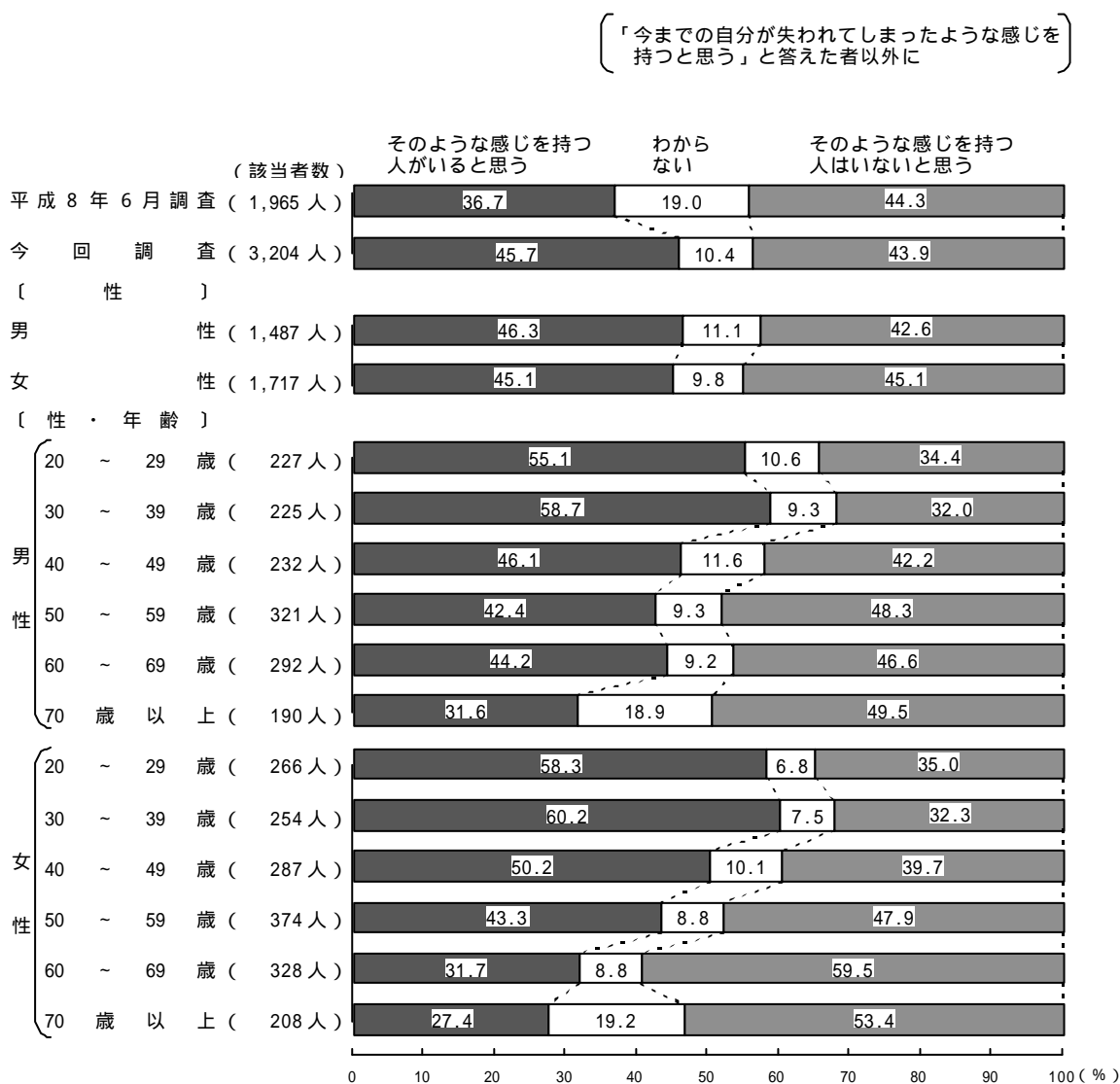


(1) 婚姻による名字（姓）の変更と自己喪失感

「今までの自分が失われてしまったような感じを持つと思う」を挙げた者以外の者（3,204人）に、自分以外の人の中には、婚姻によって名字（姓）を変えると、今までの自分が失われてしまったような感じを持つ人もいると思うか

	平成8年6月	平成13年5月
・そのような感じを持つ人がいると思う	36.7%	45.7% (増)
・そのような感じを持つ人はいないと思う	44.3%	43.9%

図8 婚姻による名字（姓）の変更と自己喪失感

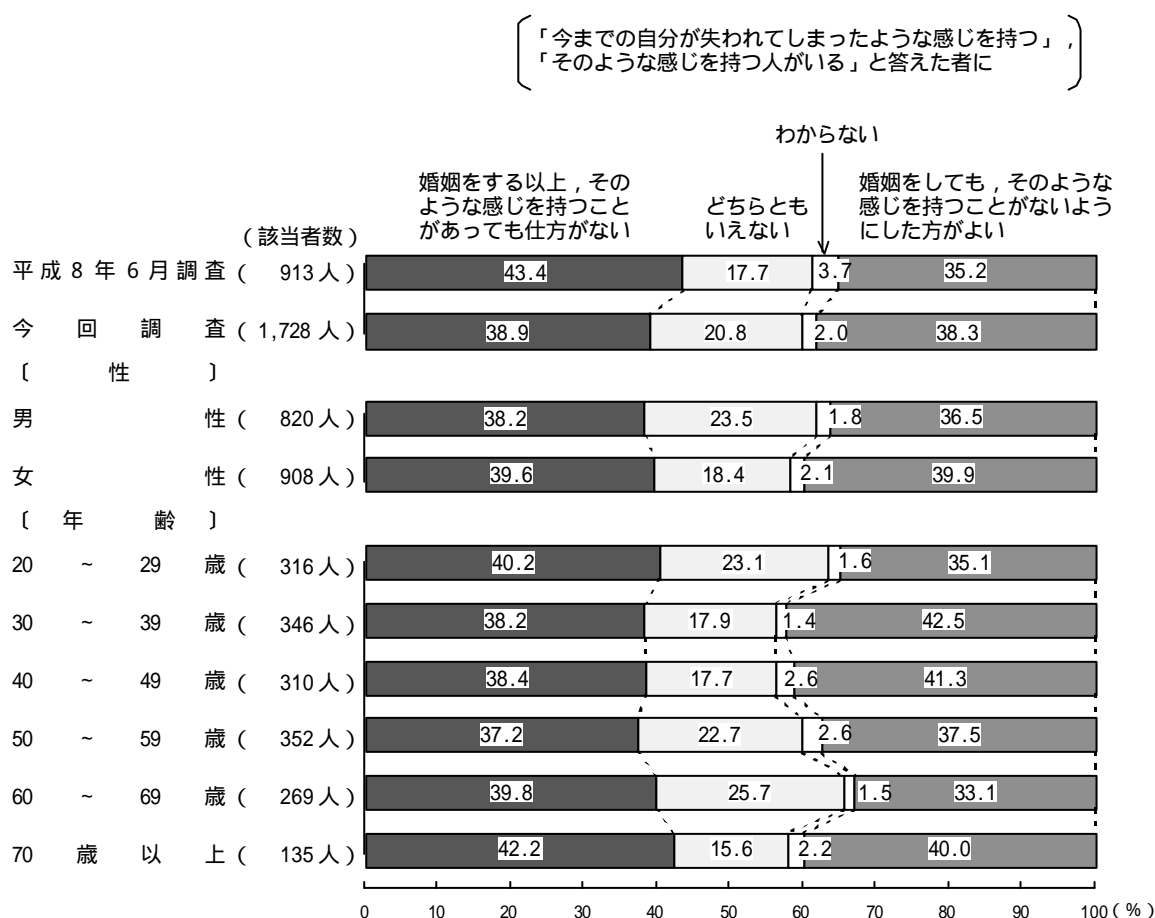


(2) 自己喪失感に対する考え方

「今までの自分が失われてしまったような感じを持つと思う」を挙げた者と「そのような感じを持つ人がいると思う」と答えた者（合計 1,728 人）に、婚姻によって名字（姓）が変わると、今までの自分が失われてしまったような感じを持つ人がいるとして、そのことについて、どのように思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・婚姻をする以上、そのような感じを持つことがあっても仕方がない	43.4%	38.9% (減)
・婚姻をしても、そのような感じを持つことがないようにした方がよい	35.2%	38.3%
・どちらともいえない	17.7%	20.8%

図9 自己喪失感に対する考え方

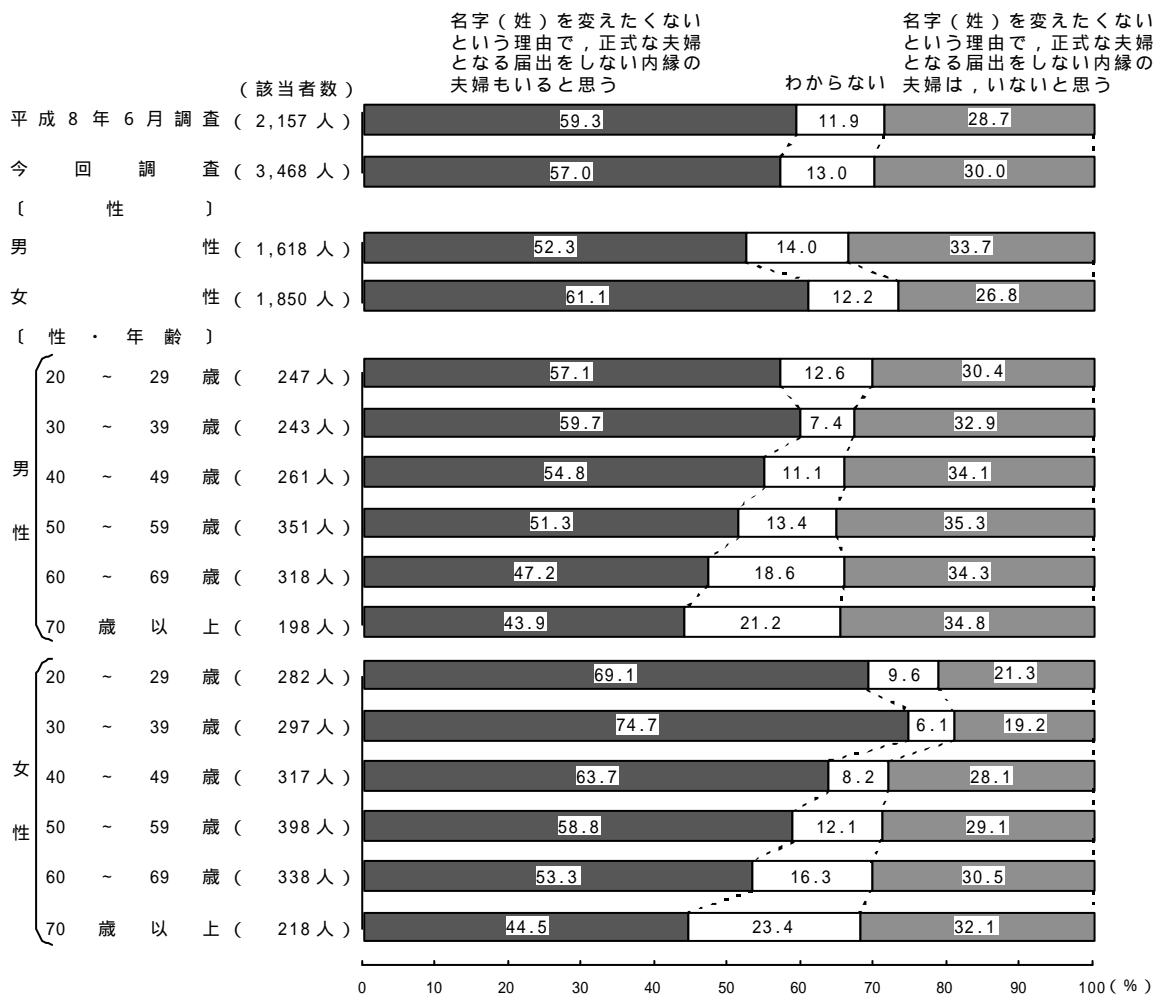


5 内縁の夫婦

世間には、正式に結婚している夫婦と全く同じ生活をしているけれども、正式な夫婦となる届出をしていないという男女（内縁の夫婦）がいることを説明した上で、そのような内縁の夫婦の中に、双方がともに名字（姓）を変えたくないという理由で、正式な夫婦となる届出をしない人がいると思うか

	平成8年6月	平成13年5月
・名字（姓）を変えたくないという理由で、 正式な夫婦となる届出をしない 内縁の夫婦もいると思う	59.3%	57.0%
・名字（姓）を変えたくないという理由で、 正式な夫婦となる届出をしない 内縁の夫婦は、いないと思う	28.7%	30.0%
・わからない	11.9%	13.0%

図10 内 縁 の 夫 婦

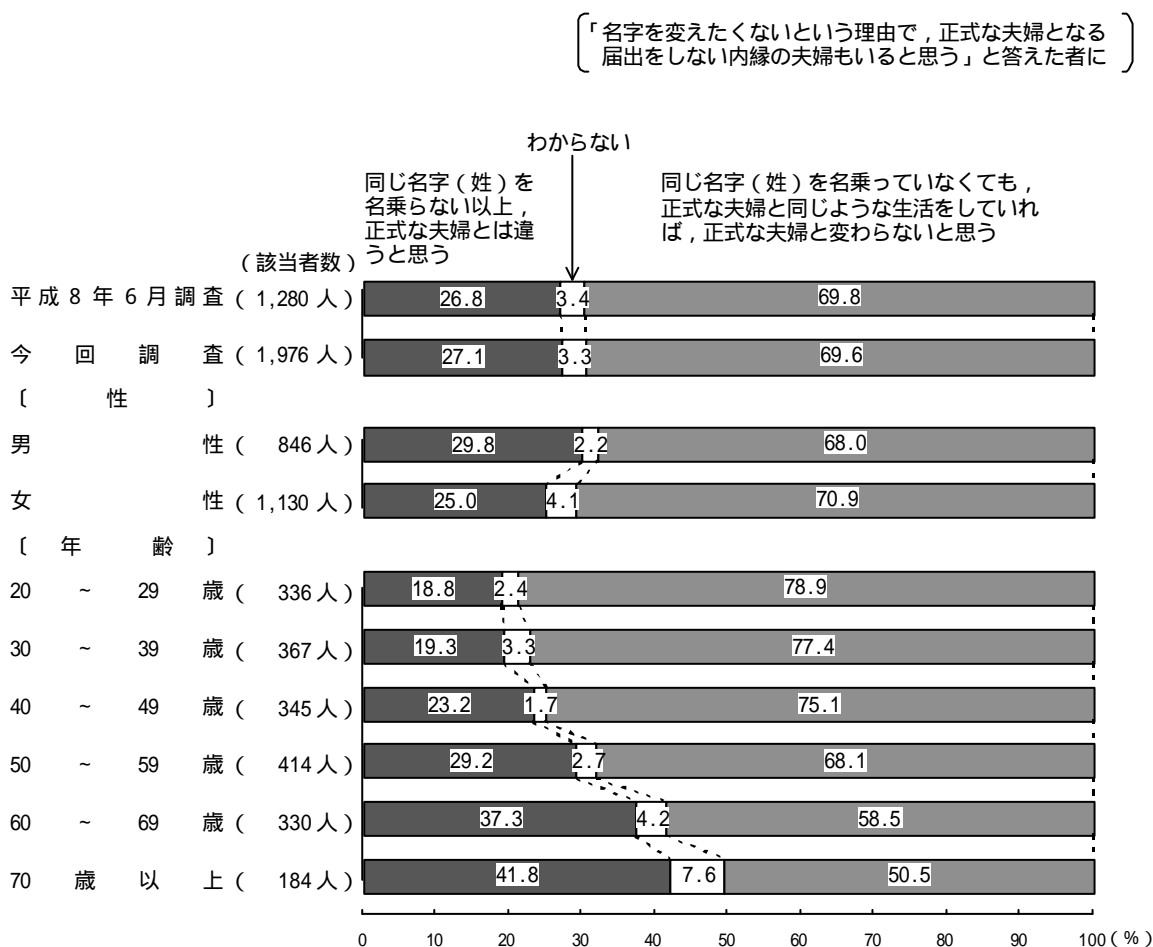


(1) 内縁の夫婦についての見方

「名字（姓）を変えたくないという理由で、正式な夫婦となる届出をしない内縁の夫婦もいると思う」と答えた者（1,976人）に、そのような内縁の夫婦は法律（民法）上は正式な夫婦として認められないが、そのような男女についてどのように思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・ 同じ名字（姓）を名乗らない以上、 正式な夫婦とは違うと思う	26.8%	27.1%
・ 同じ名字（姓）を名乗っていなくても、 正式な夫婦と同じような生活をしていれば、 正式な夫婦と変わらないと思う	69.8%	69.6%

図11 内縁の夫婦についての見方

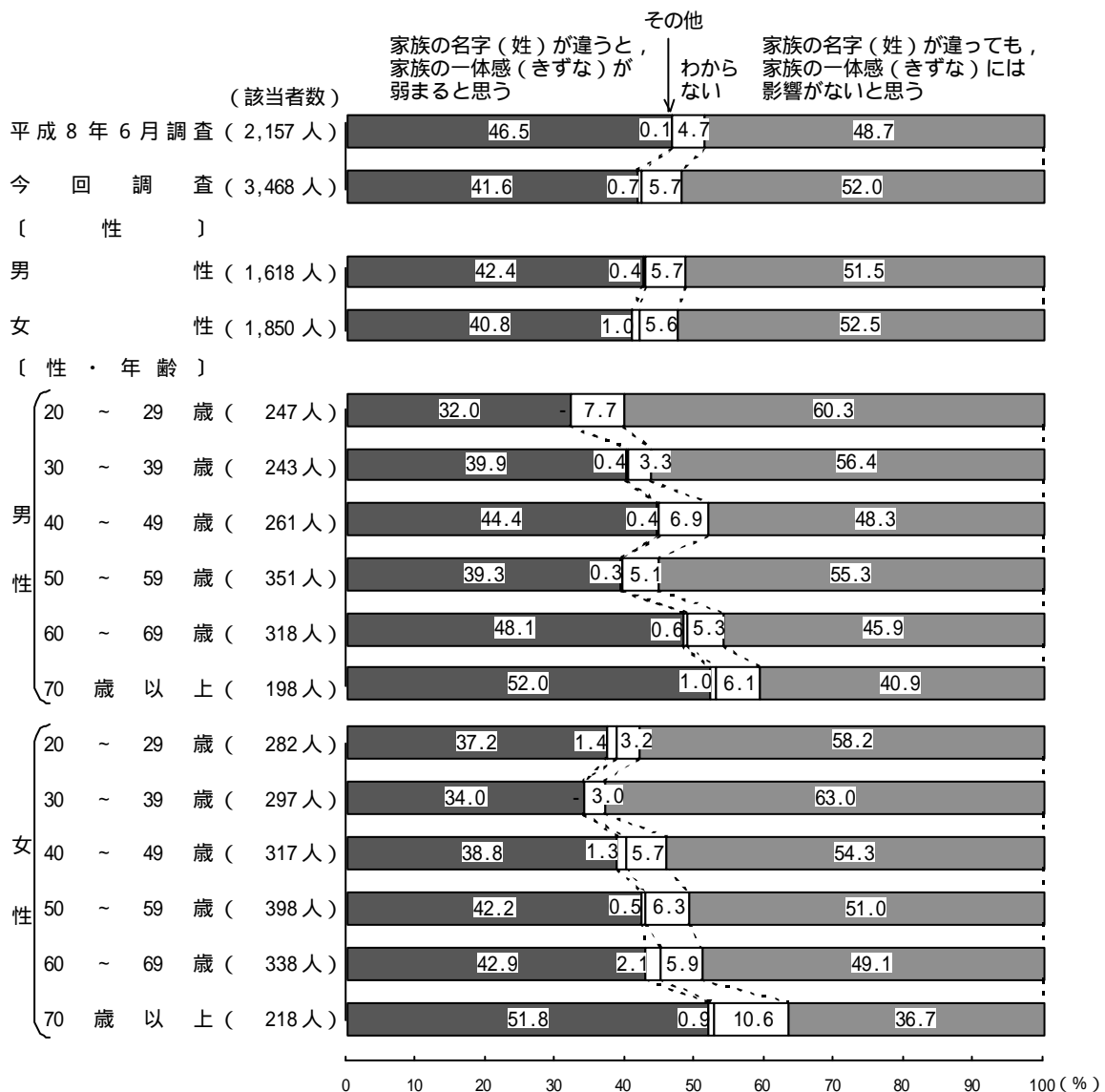


6 家族の一体感（きずな）

夫婦・親子の名字（姓）が違うと，夫婦を中心とする家族の一体感（きずな）に何か影響が出てくると思うか聞いたところ，

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・家族の名字（姓）が違うと，家族の一体感（きずな）が弱まると思う	46.5%	41.6%（減）
・家族の名字（姓）が違ってても，家族の一体感（きずな）には影響がないと思う	48.7%	52.0%（増）

図12 家族の一体感（きずな）

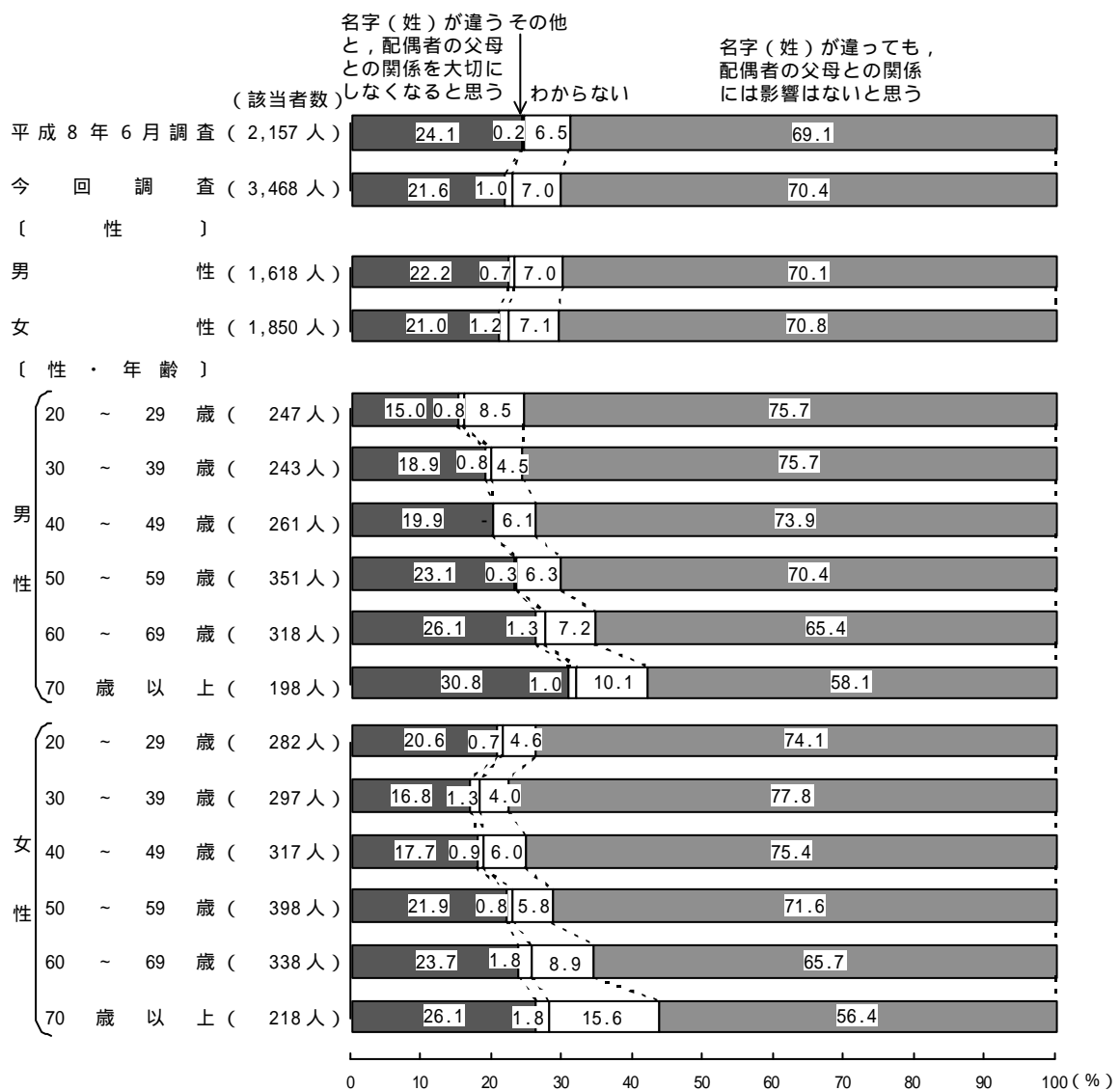


7 配偶者の父母との関係

夫婦の名字（姓）が違つと、自分と違つ名字（姓）の配偶者の父母との関係に何か影響が出てくると思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・名字（姓）が違つと、配偶者の父母との関係を大切にしなくなると思う	24.1%	21.6%（減）
・名字（姓）が違つても、配偶者の父母との関係には影響はないと思う	69.1%	70.4%

図13 配偶者の父母との関係

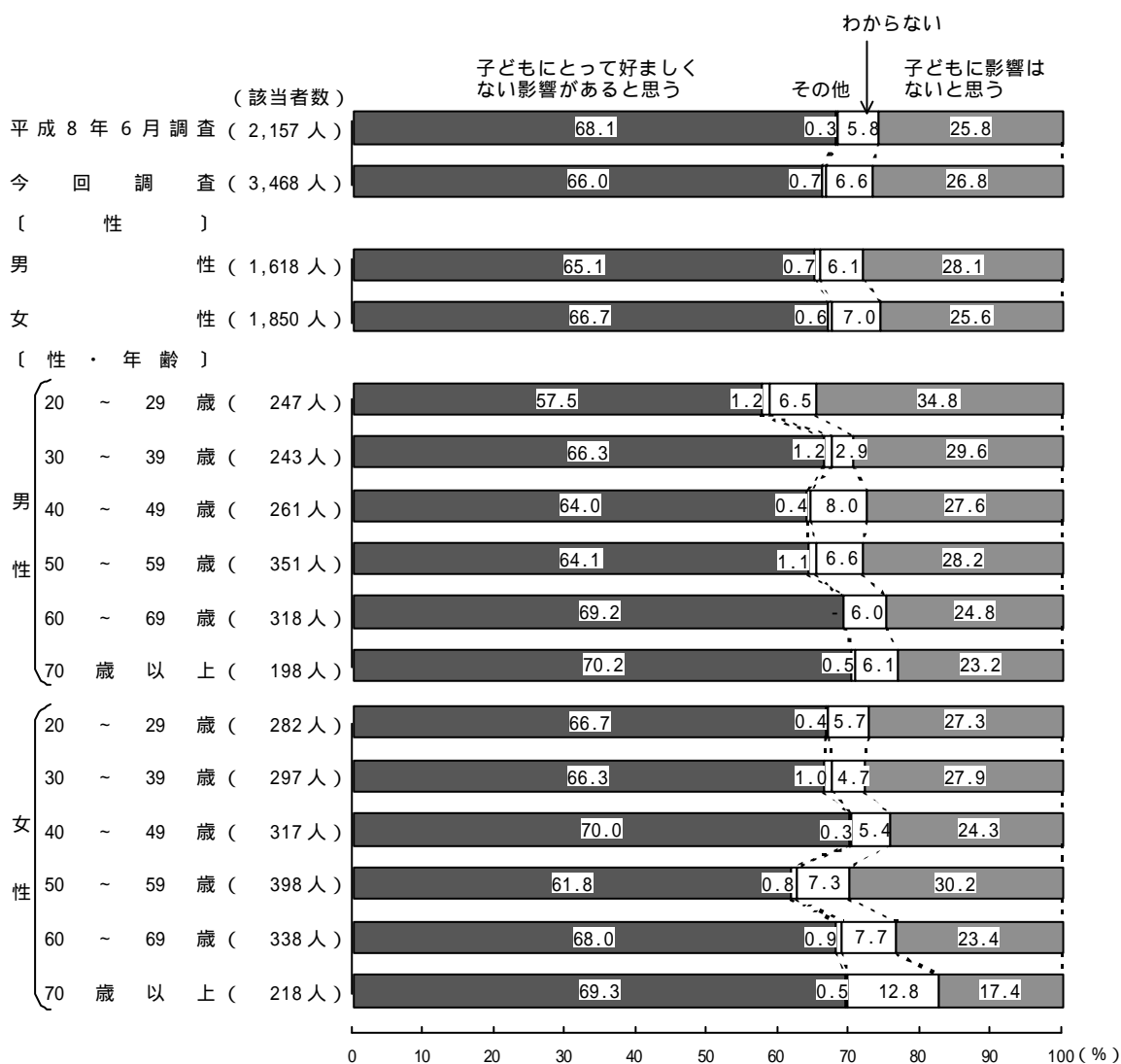


8 子どもへの影響

夫婦の名字（姓）が違つくと、夫婦の間の子どもに何か影響が出てくると思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・子どもにとって好ましくない影響があると思う	68.1%	66.0%
・子どもに影響はないと思う	25.8%	26.8%

図14 子どもへの影響

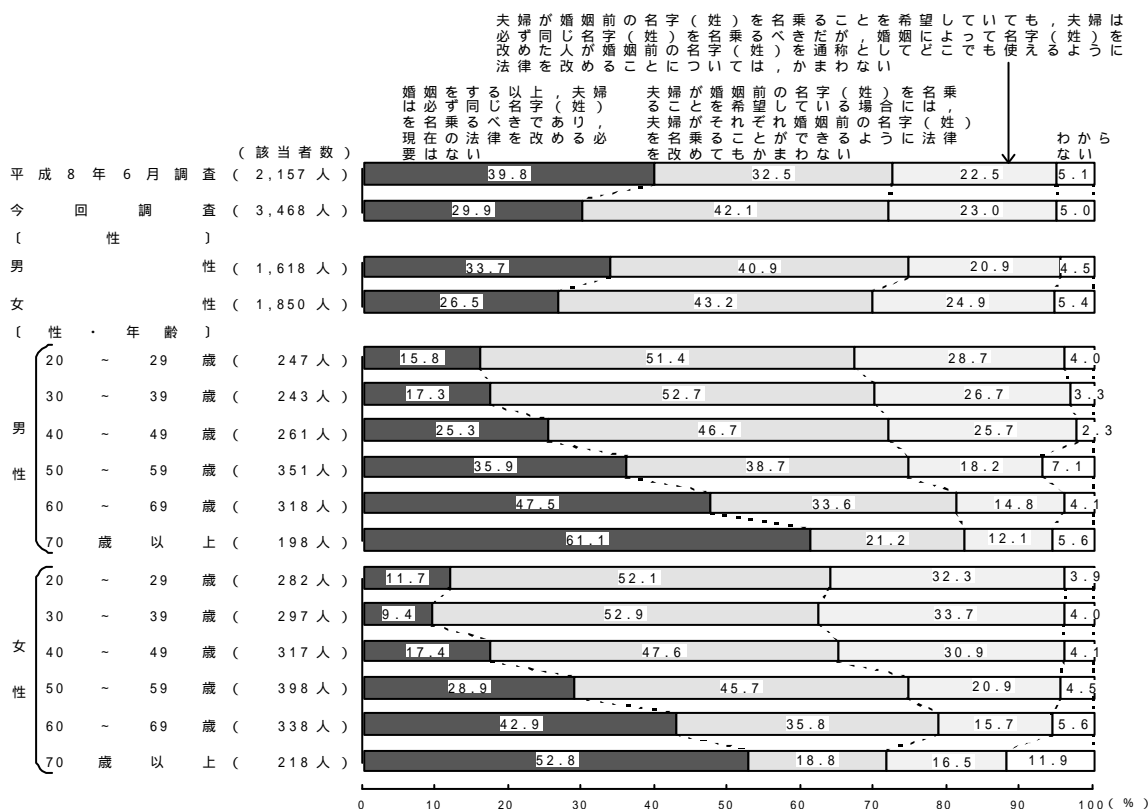


9 選択的夫婦別氏制度

現在は、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗らなければならないことになっているが、現行制度と同じように夫婦が同じ名字（姓）を名乗ることのほか、夫婦が希望する場合には、同じ名字（姓）ではなく、それぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めた方がよいという意見があることを説明した上で、このような意見について、どのように思うか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・ 婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない	39.8%	29.9% (減)
・ 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない	32.5%	42.1% (増)
・ 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない	22.5%	23.0%

図 15 選択的夫婦別氏制度



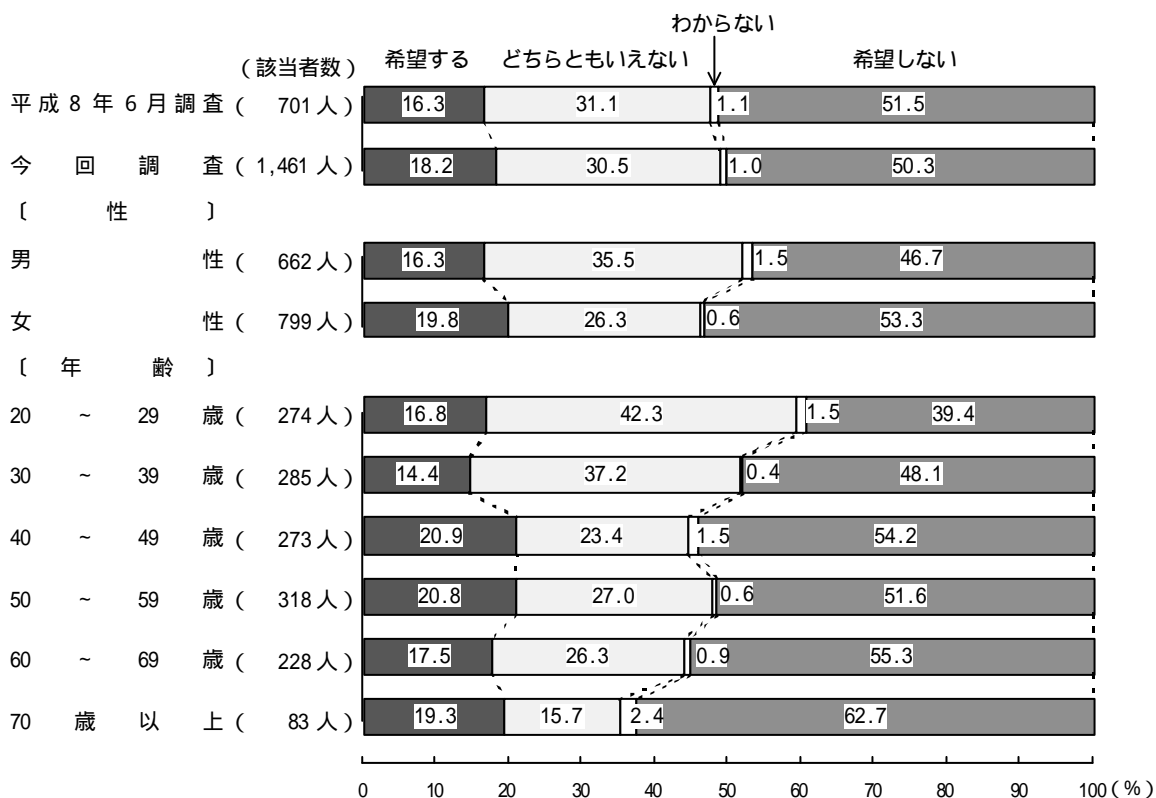
(1) 別姓の希望

「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には，夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた者（1,461人）に，希望すれば，夫婦がそれぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗れるように法律が変わった場合，あなたは，夫婦でそれぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望するか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・希望する	16.3%	18.2%
・希望しない	51.5%	50.3%
・どちらともいえない	31.1%	30.5%

図16 別姓の希望

「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には，夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた者に

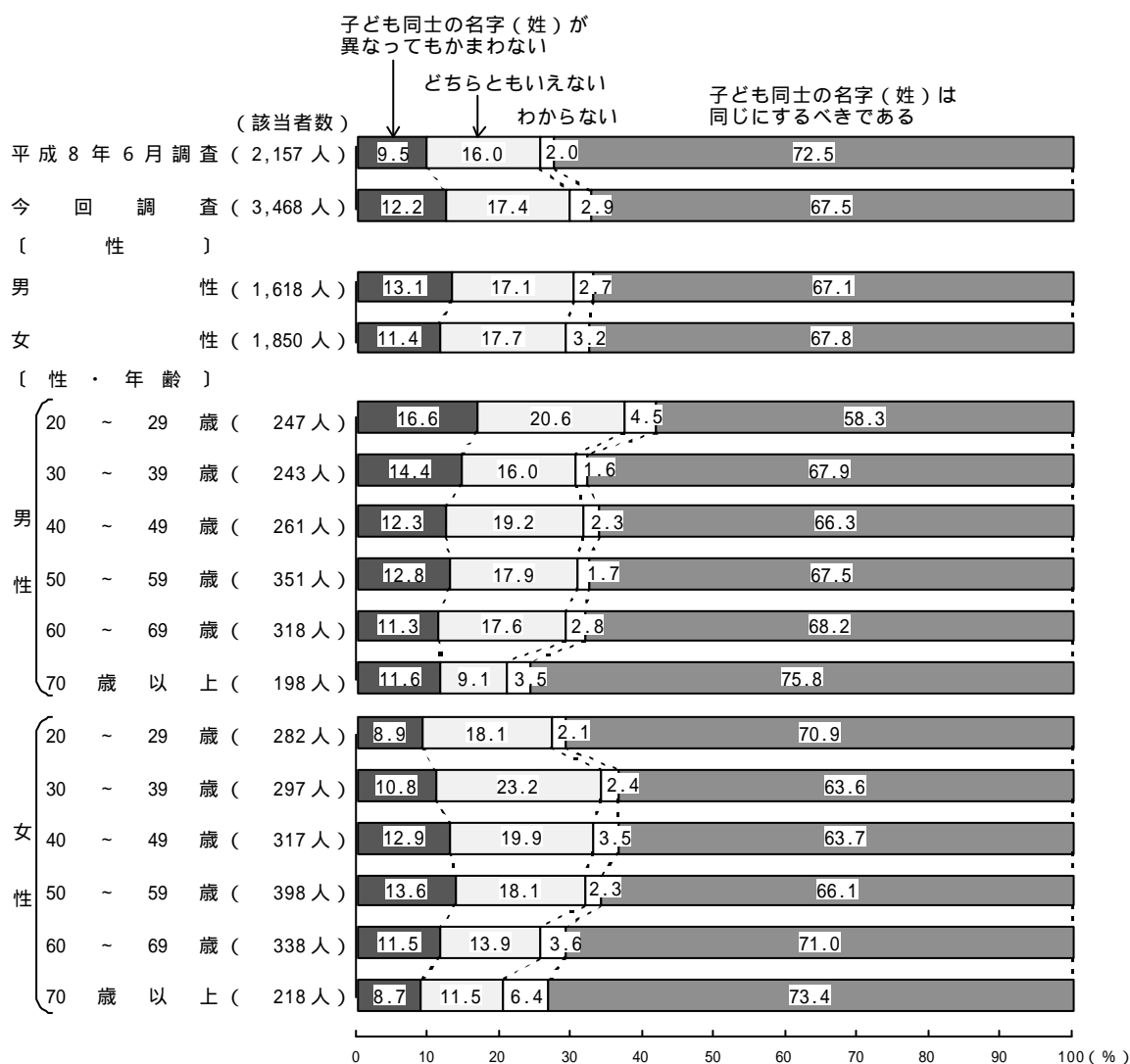


10 別姓夫婦の子どもの名字（姓）

希望すれば，夫婦がそれぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗れるように法律が変わった場合を想定した上で，それぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗っている夫婦に二人以上の子どもがある場合，子ども同士（兄弟・姉妹）の名字（姓）が異なってもよいという考え方について，どのように考えるか

	平成 8 年 6 月	平成 13 年 5 月
・ 子ども同士の名字（姓）が異なってもかまわない	9.5%	12.2%（増）
・ 子ども同士の名字（姓）は同じにするべきである	72.5%	67.5%（減）
・ どちらともいえない	16.0%	17.4%

図17 別姓夫婦の子どもの名字（姓）



(1) 別姓夫婦の子どもの成年後の名字（姓）

「子ども同士の名字（姓）は同じにするべきである」と答えた者（2,340人）に、子供同士は同一の名字（姓）を名乗るべきであるとして、それぞれの子どもが成年に達した時には、それまでと異なる父または母の名字（姓）に変えることができるという考え方について、どのように考えるか

平成 13 年 5 月

- ・ 今までの名字（姓）を変えない方がよい 36.2%
- ・ 変えることができるとしてもかまわない 49.1%
- ・ どちらともいえない 12.6%

図18 別姓夫婦の子どもの成年後の名字（姓）

（「子ども同士の名字（姓）は同じにするべきである」と答えた者に）

